

東大阪市地域公共交通会議運営規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、東大阪市地域公共交通会議設置要綱（以下、「要綱」という。）第8条の規定に基づき、東大阪市地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 交通会議の委員は、要綱第3条に基づき別表に掲げる者で構成する。

（交通会議）

第3条 交通会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができない場合、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し、会長宛に送付することを以て議決権の行使に代えることができる。

4 交通会議の議決は、出席委員（前項の書面表決を含む）の過半数（議長と棄権票を除く）でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

6 会長は、やむを得ない事由により交通会議を開くことができないときや、この交通会議において決議した事項の履行等に関する軽微な変更事項等については、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員へ送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

（会議の公開）

第4条

2 要綱第5条1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数（会長を除く）の同意を得て、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

（その他）

第5条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

東大阪市長又はその指名する者	部長級職員の内、市長の指名する者
	交通戦略室職員の内、市長の指名する者
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	市内に営業所を構える事業者から選出された者
	市内に営業所を構える事業者から選出された者
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	市内で営業所を構える事業者から選出された者
	一般社団法人大阪タクシー協会の会員から推薦から選出された者
住民又は旅客を代表する者	東大阪市自治協議会から選出された者
	東大阪商工会議所から選出された者
近畿運輸局長又はその指名する者	近畿運輸局長の指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	市内で営業所を構える一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する労働組合から選出された者
学識経験を有する者	東大阪市内大学の学識経験を有する者